

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則をここに公布する。

平成28年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第16号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(認定申請書に添えるべき図書)

第3条 省令第1条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（建築物エネルギー消費性能向上計画が非住宅部分を有する建築物に係るものである場合にあつては、当該登録建築物調査機関に限る。）が作成した法第30条第1項各号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下「適合証」という。）の交付を受けている場合における当該適合証とする。

2 前項に規定するもののほか、法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の審査を受けるよう申し出た建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する場合には、同条第7項の適合判定通知書又はその写しを省令第1条第1項又は第5条の申請書に添えなければならない。

(申請の取下げ)

第4条 法第29条第1項の認定の申請（以下「認定申請」という。）又は法第31条第1項の変更の認定の申請（以下「変更認定申請」という。）を行った者は、これらの認定を受ける前に当該認定申請又は変更認定申請を取り下げる場合は、認定申請取下届（第1号様式）により知事に届け出なければならない。

(認定をしない旨の通知)

第5条 知事は、法第30条第1項又は法第31条第1項の認定をしないときは、認定をしない旨の通知書（第2号様式）に省令第1条第1項又は第5条の申請書の副本及びその添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。

(工事完了の報告)

第6条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、工事完了報告書（第3号様式）に認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が行われたことが確認できる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(報告の徴収)

第7条 認定建築主は、法第32条の規定により知事から報告を求められたときは、エネルギー消費性能向上建築物新築等状況報告書（第4号様式）に知事が必要と認める図書を添えて、知事に報告しなければならない。

2 法第36条第2項の認定を受けた者は、法第38条第1項の規定により知事から報告を求められたときは、基準適合認定建築物状況報告書（第5号様式）に知事が必要と認める図書を添えて、知事に報告しなければならない。

(工事の取りやめ)

第8条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめたときは、工

事取りやめ届（第6号様式）に省令第3条第2項の通知書（法第31条第1項の認定を受けた場合にあつては、当該通知書及び省令第6条において準用する省令第3条第2項の通知書）を添えて、知事に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第9条 知事は、法第34条の規定により法第30条第1項の認定を取り消すときは、建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書（第7号様式）により認定建築主に通知するものとする。

2 知事は、法第37条の規定により法第36条第2項の認定を取り消すときは、建築物のエネルギー消費性能に係る認定取消通知書（第8号様式）により当該認定を受けた者に通知するものとする。

（認定申請手数料及び変更認定申請手数料）

第10条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第2表 手数料の部576の4の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）認定申請に係る適合証の交付を受けている場合 当該認定申請に係る別表第1の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

（2）建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（経済産業省令・国土交通省令第1号）第8条第1号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該認定申請に係る別表第2の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の5の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）変更認定申請に係る適合証の交付を受けている場合 当該変更認定申請に係る別表第1の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

（2）建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該変更認定申請に係る別表第2の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額

（3）建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の一部について変更認定申請をしようとする場合（前2号に掲げる場合を除く。） 当該変更認定申請に係る香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の4の項の金額欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該金額欄に定める額を合算した額

（手数料納付票）

第11条 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部576の4の項及び576の5の項に規定する手数料を納付する者は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料納付票（第9号様式）に香川県証紙を貼り付けて納付しなければならない。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、法及び省令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

区 分		金 額	
住宅部分	一戸建ての住宅であつて住宅の用途以外の用途に供する部分を有しない場合	6,000円	
	その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,000円

		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	49,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	88,000円
非住宅部分		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	11,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	3万円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	88,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	139,000円
		床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	175,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	219,000円

別表第2 (第10条関係)

区		分	金 額
住宅部分		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	77,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	127,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	215,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	308,000円
非住宅部分		床面積の合計が300平方メートル未満のもの	97,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	161,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	259,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	338,000円
		床面積の合計が1万平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	404,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	475,000円

第1号様式（第4条関係）

（日本工業規格A列4番）

認定申請取下届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名 ⑩
（法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

次の認定（変更認定）の申請を取り下げるので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第4条の規定により届け出ます。

記


- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請年月日
年 月 日
- 2 認定（変更認定）申請に係る建築物の位置

注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

認定をしない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事 

次の認定（変更認定）の申請については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項（第31条第1項）の認定をしないこととしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第5条の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請年月日
年 月 日
- 2 認定（変更認定）申請に係る建築物の位置
- 3 認定（変更認定）をしない理由

工事完了報告書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住所

氏名 ⑩
(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を完了したので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第6条の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置

注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第4号様式（第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

エネルギー消費性能向上建築物新築等状況報告書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住所

氏名 ⑩
（法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第7条第1項の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 報告の内容

注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

基準適合認定建築物状況報告書

年 月 日

香川県知事 殿

報告者 住所

氏名 ⑩
（法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第7条第2項の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 基準適合認定建築物の認定番号
第 号
- 2 基準適合認定建築物の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 報告の内容

注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

工事取りやめ届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所

氏名 ⑩

（法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事を取りやめたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第8条の規定により次のとおり届け出ます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置

注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。


第7号様式（第9条関係）

（日本工業規格A列4番）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事 

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条の規定により同法第30条第1項の認定を取り消すので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第9条第1項の規定により次のとおり通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定を取り消す理由


第8号様式（第9条関係）

（日本工業規格A列4番）

建築物のエネルギー消費性能に係る認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

香川県知事 

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定により同法第36条第2項の認定を取り消すので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第9条第2項の規定により次のとおり通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。

記

- 1 基準適合認定建築物の認定番号
第 号
- 2 基準適合認定建築物の認定年月日
年 月 日
- 3 認定を取り消す理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料納付票

申請者氏名				印
手数料金額	※受付年月日			
	※受付番号			
※計画通知受付番号				

	香川県証紙欄 (消印してはならない。)	

- 注意
- ※欄は、記入しないでください。
 - 証紙は、欄内に貼ってください。貼れないときは、裏面又は別紙に貼ってください。別紙に貼るときは、割印をしてください。
 - 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

(裏面)

香川県証紙欄
(消印してはならない。)

(本様式で貼りきれないときは別紙を追加し、申請者の割印を押してください。)

(割印)

